

令和8年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

県内中小企業等においては、原材料価格・人件費・物流費等の上昇により、収益力の低下や賃上げ余力の不足が顕在化している。持続的な賃上げと経営の安定化を確保するためには、コスト増分を適切に取引価格へ反映できる取引環境の整備と、企業が主体的に価格交渉へ踏み出せる機運の醸成が不可欠である。

しかし、県内企業の中には、取引停止への懸念や交渉ノウハウの不足から、価格転嫁に向けた交渉に踏み切れない事業者が依然として存在しており、こうした課題を踏まえ、企業単独では対応が難しい価格交渉を専門家が伴走し、交渉スキルの向上と成功事例の創出を図ることが求められている。

本業務は、専門家による県内中小企業への伴走支援を通じて、価格交渉に必要な知識・データ整備・交渉技法を体系的に習得させ、価格転嫁の成功事例を創出する。さらに、得られた知見を横展開し、県内企業全体の価格転嫁力の底上げを図ることで、適正な取引環境の形成を促進することを目的として実施する。

2 業務概要

業務の実施にあたっては、1の目的の達成に必要な専門知識、経験を有する民間事業者等に業務を委託することとし、最も効果的に業務を実施できる者の選定をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行うものとする。

(1) 業務名

令和8年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務（以下「本業務」という）

(2) 業務の仕様

別紙1「令和8年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 予算額

金7,015千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）※変更の可能性あり

3 プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募により行うこととし、本実施要領及び仕様書は、本件調達の公告日から令和8年10月2日（金）までの間、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から令和8年10月2日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

16の場所

4 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件調達の公告日から令和8年9月25日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式第1号）に記入の上、16の場所に、電子メール又はファクシミリで提出すること。

※電子メール又はファクシミリを送信する際には、件名に「取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務」と記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年9月30日（水）午後5時までに、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>）上にて掲載する

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明を行うものとする。

なお、参加資格の確認結果は、令和8年10月19日（月）までに参加表明を行った者に通知する。

(1) 提出書類

ア 単独事業者

- (ア) 参加表明書（様式第2号）
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（単独事業者）（様式第3号）
- (ウ) 事業者概要及び事業実績（様式第5号）

イ 共同事業体

- (ア) 参加表明書（様式第2号）
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（共同事業体）（様式第4号）
- (ウ) 事業者概要及び事業実績（様式第5号）
- (エ) 共同事業体同意書（様式第6号）

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年10月2日（金）午後5時まで

イ 提出場所 16の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はファクシミリ

※持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。

また、郵送、電子メール又はファクシミリによる場合は、提出期限までに必着とし、あわせて当該期限までに電話連絡も行うこと。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な提出書類を(2)アの期限までに提出した者に限る。

6 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 法人格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

(ア) 「各種調査委託」の「その他」

(イ) 「その他の委託等」の「監査・コンサルティング」

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年9月25日（金）正午までに、原則として、とっとり電子サービスにより17の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出後速やかに17の場所に連絡すること。

エ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥

取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること

（2）共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成事業者が法人格を有すること。

イ 共同事業体の全ての構成事業者が（1）のイを満たしていること。

ウ 構成員の 1 以上の者が令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る 調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

（ア）「各種調査委託」の「その他」

（イ）「その他の委託等」の「監査・コンサルティング」

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同事業体が本プロポーザルに参加しようとするときは、構成員のいずれかが鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 9 月 25 日（金）正午までに、原則として、とっとり電子サービスにより 17 の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを当該申請書類の提出後速やかに 17 の場所に連絡すること。

エ 共同事業体のすべての構成事業者が（1）のエからカまでの条件を満たしていること。

オ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

7 企画提案書の提出

（1）提出資料

【共通】

ア 令和 8 年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務に係る企画提案書（様式第 7 号）

イ 仕様書に基づく具体的な提案内容 ※冊子等により提出すること

（必須項目）

（ア）企画の概要

- ・本業務の目的及び趣旨に対する理解、提案の基本方針及びコンセプト
- ・課題解決への考え方
- ・提案の独自性・先進性・具体性（価格転嫁伴走支援・好事例横展開研修会に関する創意工夫や付加価値の提案）

（イ）業務内容に関する提案

仕様書に掲げる業務について、具体的な実施内容を記載すること。特に以下の点に留意すること。

- ・事務局運営及び全体の進行管理・連絡調整
- ・価格転嫁伴走支援の企画・運営計画
- ・好事例横展開研修会の企画・運営計画
- ・調査・分析・資料作成計画（企業等へのヒアリング、バックデータの整備、成果報告書作成の手法等）

（ウ）業務実施スケジュール

（エ）業務実施体制

次の事項を記載すること

- ・実施体制図（業務責任者・担当者の配置及び具体的な役割分担）
- ・関係機関との連携体制

（オ）類似業務実績

過去に実施した本業務と類似する業務（企業間取引に関する伴走支援業務又は企業へのコンサルティング業務、企業の経営・取引に関する好事例の横展開研修等）について、業務名、発注者、業務概要及び実績を記載すること。

（カ）見積書

実施要領 2 の（4）に示す予算額の範囲内で作成し、積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。

ウ 個人情報の管理に係る申告書（様式第 8 号）

【単独事業者の場合】（連携をとる事業者があれば共通資料に加え、次の資料も提出すること）

エ 連携体制のわかるもの

【共同事業体の場合】（共同事業体の場合は、共通資料に加え、次の資料も提出すること。）

オ 共同事業体協定書（予定案で可、付録参照）

カ 構成事業者の事務分担のわかるもの

（2）提出受付期間、提出場所及び方法等

ア 受付期間 本件調達の公告日から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出場所 16 の場所

エ 提出部数 正本 1 部、副本 5 部 計 6 部

オ 提出方法 持参又は郵送（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）

※持参による場合は、受付期間の最終日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送による場合は、受付期間の最終日の午後 5 時までに必着とし、あわせて当該期限までに電話連絡も行うこと。

（3）提出に係る留意事項

ア 提案書の用紙サイズは、A 4 版（必要に応じて A 3 版の折り込みも可とする。）とする。

イ 企画提案書の提出後、内容を補足する追加資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

ウ 提出された書類が、本実施要領及び仕様書に示された条件に適合しないと認められるときは、企画提案書の提出を無効とする場合がある。

8 企画提案のプレゼンテーションの実施

企画提案の審査にあたっては、提案者は審査委員に対してプレゼンテーションを行うものとする。

（1）日時

令和 8 年 10 月下旬

（2）場所

鳥取県庁第二庁舎内の会議室（鳥取市東町一丁目 271）

（3）その他

ア 開催の日時、集合場所及び集合時間は、別途、参加表明者に通知する。

なお、プレゼンテーションの実施方法は、変更となる場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

イ プレゼンテーションの持ち時間は、1 社あたり 30 分以内（厳守）で設定し、審査委員からの質問時間は別に設ける予定である。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書のほか、提案内容を円滑かつ適確に審査員に伝えるため、パワーポイント等を使用した資料により説明することができるものとする。

9 審査会の設置

- (1) 審査会の名称
令和8年度取引先との価格転嫁個別支援・好事例横展開促進業務委託プロポーザル審査会
- (2) 審査委員の人数
5名以内
- (3) 審査の進め方
提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえて、10による審査を行う。

10 審査方法等

別紙2「業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

11 審査結果の通知、公表

審査の結果は、文書により提案者全員に通知し、その概要はインターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>) に公表するものとする。

12 契約の締結

- (1) 10により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由として、鳥取県との契約を解除するときは、受注者は、違約金として本業務に係る委託料の10分の1に相当する金額を、鳥取県に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

13 契約保証金

受注者は、契約保証金として本業務に係る委託料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 全体スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する

場合がある。

(1) 県ホームページ掲載（公募開始）	令和8年9月16日（水）
(2) 質問受付期限・競争入札参加資格登録申請期限	令和8年9月25日（金）
(3) 質問に対する回答期限	令和8年9月30日（水）
(4) 参加表明書提出期限	令和8年10月2日（金）
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年10月19日（月）
(6) 企画提案書等提出期限	令和8年10月19日（月）
(7) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施）	令和8年10月下旬
(8) 審査結果の通知	令和8年10月下旬
(9) 契約締結等の協議及び見積り依頼	令和8年10月下旬
(10) 契約締結	令和8年11月上旬

15 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 6の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ 5の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 審査の公平性を害する行為があった場合。
 - オ 2の（4）に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。
- (2) 参加費用等
本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出後、企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに16の場所に連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、原則として本業務の受注者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。
- (6) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約締結後の業務においては、必ずしも10により最優秀提案者として選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (7) 10により最優秀提案者として選定された者との契約の締結に当たり、契約書を作成するものとする。また、10により最優秀提案者として選定された者は、本業務を行う最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、鳥取県との契約関係を生じるものではない。
- (8) 公正性・中立性を確保するため、審査委員等に事前に働きかけ等を行なった者については失格とする。
- (9) 著作権の取扱い
 - ア 10により最優秀提案者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
 - イ 10により最優秀提案者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (10) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

(11) 鳥取県議会令和8年9月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルを中止し、その旨を参加表明者に通知する。

16 問合せ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 7 階

鳥取県商工労働部商工政策課

電 話 0857-26-7602

ファクシミリ 0857-26-8117

電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

17 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電 話 0857-26-7431